



市役所の電話
996-2111

FAX
995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

低所得妊婦に対する初回産科等受診料助成事業を開始

低所得の妊婦に対し、妊娠判定を受けるための初回の受診に要する費用の一部を助成します。助成金の額は、1万円を限度とします。

問子ども家庭支援課 ☎ 890

どこでも戸籍証明書が取得できるようになりました

本籍地以外の市区町村窓口で次の戸籍証明書が取得できます。

取得できる戸籍証明書の種類

- ・戸籍（除籍）全部事項証明書
- ・改製原戸籍謄本
- 持顔写真つきの本人確認書類
- ※本人、直系親族（親・子・孫

など）の戸籍に関する証明書の取得できます。

※代理人・郵送による請求はできません。

問市民課 ☎ 213

東京葛西用水路・八条用水路の通水

田植えの準備のため通水します。通水により水位が上がりますので、幼児や児童が水路に近づかないよう、ご注意ください。

日4月24日(水) 午前9時～

問都市農業課 ☎ 842

制度改正に伴うこども医療費の受給者証の送付

4月1日からのこども医療費の対象児童の年齢拡大に伴い、新しい受給者証を3月下旬から順次、送付しています。

まだ、お手元に届いてない場合は、ご連絡ください。

※ひとり親家庭等医療・重度心

身障害者医療・生活保護受給世帯・児童福祉施設に入所している児童などは、本制度の対象とはなりません。

問子育て支援課 ☎ 209

協働のまちづくり推進事業助成金

市のまちづくりの課題解決に取り組む事業に対して助成します。

対次の要件に該当する団体▼市内に事務所または活動場所を有すること▼構成員が5人以上の団体で、半数以上が市内に在住・在勤・在学していることなど

助成額 ①発足3年以上の団体＝限度額10万円（対象経費の3分の2以内）※昨年度交付団体は申請不可②発足3年未満の団体＝限度額5万円

問4月30日（必着）までに、申請書類（市民協働推進課または市ホームページで入手）を市民協働推進課（☎ 328）窓口へ

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

市では、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、令和6年度から令

和8年度までを計画期間とする「第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画では、基本理念を「健康でいきいきと安心して暮らさずけられる地域をめざして」と定め、各事業に取り組みます。

問長寿介護課 ☎ 447

第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画の策定

市では、障がい児・者施策、障がい福祉サービスなどの提供体制を示す総合的な計画として、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画」を策定しました。

計画では、基本理念を「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」と定め、各事業に取り組みます。

問障がい福祉課 ☎ 862

マンション管理計画認定制度の開始

マンション管理適正化推進計画を策定し、市内の分譲マンションを対象とした、マンション管理計画認定制度を開始しました。

問都市計画課 ☎ 270

教育委員会教育長の任命

再任 井上 正人 氏(任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日)

教育委員会委員の任命

新任 橋本 珠美 氏(任期 令和6年4月1日～令和10年3月31日)

「やしお 暮らしのガイドブック」を配布中

問秘書広報課 ☎ 423

市民生活に関わりの深い行政情報などを掲載した「やしお 暮らしのガイドブック」を発行しました。このガイドブックは、市と(株)サイネックスの官民協働事業により作成したものです。

4月末までに市内全戸に配布します。お手元において、ご活用ください。

※4月末までに届かない方は、ご連絡ください。



えせ同和行為を排除しましょう

— 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼葛市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

問人権・男女共同参画課 ☎ 811

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、毅然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼葛市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



法務省：えせ同和行為を排除するために